

○津山工業高等専門学校図書館規程

平成 18 年 2 月 28 日
規 程 第 1 2 号

改正 平成 23 年 3 月 22 日規程第 8 号 平成 29 年 3 月 21 日規程第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成 16 年規程第 6 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、津山工業高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書及びその他の資料を収集、整理、保管し、利用者に供することを目的とする。

(図書館長及び図書館長補)

第 3 条 図書館に図書館長及び図書館長補を置き、校長が任命する。

2 図書館長は、図書館の業務を掌理する。

3 図書館長補は、図書館長の職務を補佐し、図書館長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 図書館長の任期は、2 年とし、図書館長補の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(個人情報の漏えい防止)

第 4 条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第 4 条第 5 号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第 6 5 号第 4 0 条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(図書館利用細則)

第 5 条 図書館の利用に関する細則は、別に定める。

(委員会)

第 6 条 図書館に、図書館の運営に関する事項を審議するため、津山工業高等専門学校図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 図書館に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日規程第8号）

この規程は、平成23年3月22日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規程第22号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。